

議第 53 号

下呂市公民館条例の一部を改正する条例について

下呂市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

馬瀬中央公民館耐震化工事と馬瀬振興事務所機能移転工事に伴い、室の内容が変更されたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市公民館条例の一部を改正する条例

下呂市公民館条例（平成16年下呂市条例第160号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前								
1 基本使用料 別表第2（第3条関係）							1 基本使用料 別表第2（第3条関係）								
施設名 室名	区分	午前	午後	夜間	全日	延長 1時間	摘要	施設名 室名	区分	午前	午後	夜間	全日	延長 1時間	摘要
	時間	9:00 ～	13:00 ～	18:00 ～	9:00 ～				9:00 ～						
		12:00	17:00	22:00	22:00				22:00						
萩原中央公民館（星雲会館）の部～東公民館の部（略）							萩原中央公民館（星雲会館）の部～東公民館の部（略）								
馬瀬中央公民館	大会議室（ホール）の項（略）						馬瀬中央公民館	大会議室（ホール）の項（略）							
	和室	610円	820円	820円	2,050円	200円		料理実習室	920円	1,230円	1,230円	3,080円	300円		
								児童相談室	610円	820円	820円	2,050円	200円		
小会議室の項・中会議室の項（略）							小会議室の項・中会議室の項（略）								
ロビーの部・付属備品等の部（略）							ロビーの部・付属備品等の部（略）								

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市公民館条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

馬瀬中央公民館は、耐震化工事と馬瀬振興事務所機能移転に伴い、部屋の仕様が変更され新しい仕様に変更するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 別表の規定から、料理実習室を削り、児童相談室を和室に変更します。

(別表第2関係)

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則関係)